

平成28年度北海道農薬危害防止運動実施要領

平成28年6月3日
北 海 道

第1 趣旨

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底は、農業生産の安定及び農産物の安全確保のみならず、道民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも極めて重要です。

しかしながら、全国的には農薬の使用に伴う使用者、周辺住民、家畜、周辺環境等に対する被害や、農薬の不適正な使用により農作物から食品衛生法に基づく残留基準を超えて農薬成分が検出されるなどの事案が発生しています。

このため、農薬取締法、毒物及び劇物取締法、その他関係法令に定められた遵守事項の周知徹底を図るとともに、農薬の取り扱いに関する正しい知識を広く普及させることにより、農薬の適正販売、安全かつ適切な使用及び保管管理並びに使用現場における周辺への配慮を徹底し、もって、農薬の不適切な取扱いやそれに伴う事故等を未然に防止することを目的として、「農薬危害防止運動」を実施します。

第2 名称

平成28年度北海道農薬危害防止運動

第3 実施期間

平成28年6月15日から8月31日

第4 実施主体

北海道（本庁関係部及び関係出先機関）、保健所を設置する市

第5 推進体制

北海道、保健所を設置する市のほか、関係機関・団体が一体となって、農業者、防除業者等農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）、毒物劇物取扱者、農薬販売者及び地域住民に対し、農薬危害防止運動を展開する。

第6 実施事項

1 農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発

(1) 広報誌等による普及啓発

報道機関に記事掲載の依頼を行うとともに、広報誌、ポスター、インターネット等の多様な広報手段を用いて、本運動の趣旨並びに農薬及び農薬使用に関する正しい知識の普及啓発を行う。

(2) 講習会等の開催を通じた普及啓発

農薬使用者のほか、毒物劇物取扱者、農薬販売者等を対象として、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用、農薬による危害の防止対策、事故発生時の応急処置、関係法令等に関する講習会等を開催し、農薬の取扱いに関する正しい知識の普及を図る。

る。

(3) 医療機関等に対する農薬中毒発生時の対応についての情報提供等

医療機関等に対して、農薬の中毒時の症状及びその応急処置等について解説した資料を配布し、万が一、事故が発生した場合の処置体制について万全を期する。

2 農薬による事故を防止するための指導等

(1) 農薬使用時の事故防止対策の周知

農薬使用の際の不注意等に起因する事故を未然に防止するため、農薬使用者、病害虫防除の責任者及び農薬使用委託者を対象として、関係法令及び別記1「農薬による事故の主な原因等及びその防止のための注意事項」の周知徹底を図る。

その際には、特に以下の事項について指導する。

ア 農薬使用に当たっての防護装備着用

農薬の調製、散布及び防除器具の洗浄を行うときは、農薬の容器に表示された使用上の注意事項等に従い、農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備を着用する。

イ 土壌くん蒸剤の使用に当たっての安全確保

土壌くん蒸剤を使用する場合は、農薬の容器に表示された使用上の注意事項等に従い、防護マスク等の防護装備の着用、施用直後のビニール等での被覆等を確実に行う等の安全確保を図る。

また、使用場所、周辺の状態に十分配慮して防除を行うよう指導する。

〈参照〉(「クロルピクリン剤等の土壌くん蒸剤の適正使用について」(平成18年11月30日付け18消安第8846号農林水産省消費・安全局長通知)

ウ 住宅地等における農薬使用に当たっての必要な措置

ほ場のみならず、学校、保育所、病院、公園、保健所等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する場所において農薬を使用する農薬使用者等に対し、農薬の飛散が周辺住民や子供等に健康被害を及ぼすことがないように、以下に掲げる事項を始めとする対策が示されている「住宅地等における農薬使用について」(平成25年4月26日付け25消安第175号・環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知)を周知し、その事項を遵守する。

① 農業生産場面

住宅地等の周辺ほ場(市民農園や家庭菜園を含む。)において農薬を散布する場合は、農薬の飛散を防止するための必要な措置を講じるとともに、事前に農薬を散布する日時、使用農薬の種類等を記した書面、看板等により周辺住民への周知を行う。

② 公園、街路樹等一般場面

学校、保育所、病院、公園、保健所等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する森林等、人が居住し、滞在し、又は頻りに訪れる土地又は施設の植栽における病害虫防除等に当たっては、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」(平成22年5月環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室(平成26年1月改訂))も参考としつつ、病害虫の発生や被害の有無にかかわ

らず定期的に農薬を散布することをやめ、日常的な観察によって病害虫被害や雑草の発生を早期に発見し、被害を受けた部分のせん定や捕殺、機械除草等の物理的防除により対応するよう最大限努める。

なお、やむを得ず農薬を使用する場合にも、散布以外の方法を十分に検討し、散布する場合でも最小限の部位及び区域にとどめ、飛散防止対策を講じる等、農薬の選択及び使用方法を十分に検討し、事前に農薬使用の目的、農薬を散布する日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先等を記した書面、看板等により周辺住民、施設利用者等への周知を行う。

また、立入制限範囲の設定等により、農薬散布時や散布直後に農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう措置を講じる。

さらに、農薬使用者等だけでなく、地方自治体の施設管理部局、集合住宅の管理業者等、施設内や住宅地周辺の植栽管理のために病害虫防除を委託する可能性がある者に対しても、このことについて周知する。

エ 航空防除における農薬散布に当たっての留意事項の徹底

- ① 有人ヘリコプターや無人ヘリコプター等の無人航空機を用いて農薬を散布する場合は、関係法令等を遵守するとともに、事前に、農薬を散布する日時、散布する農薬の種類等について、周辺住民等への周知を行う。

また、農薬散布の際は、散布区域内及びその周辺における危害防止に万全を期すとともに、作業関係者の安全に十分留意する。

〈参照〉（有人ヘリコプター：「農林水産航空事業の実施について」（平成13年10月25日付け13生産第4543号農林水産事務次官依命通知）及び「農林水産航空事業実施ガイドライン」（平成16年4月20日付け16消安第484号農林水産省消費・安全局長通知）、無人航空機：「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」（平成27年12月3日付け27消安第4545号農林水産省消費・安全局長通知。以下「指導指針」という。）

- ② 無人航空機については、航空法（昭和27年法律第231号）の改正（平成27年12月10日施行）により、農薬散布等に無人航空機（本体の重量及びバッテリーの重量の合計が200g未滿のものを除く。）を利用する場合には、事前に国土交通大臣の許可・承認を受けることが必要となったので、必要な手続を行う。

また、無人航空機による農薬散布については、安全対策を徹底し、事故防止を図る。具体的には、無人航空機を用いて農薬を散布する場合は、架線等の危険箇所の把握、オペレーター及びナビゲーターの配置、飛行経路の選定等について、実施計画策定時及び散布実施時において十分に検討・確認し、安全かつ適正に実施する。

さらに、具体的な危険箇所の確認が事故発生防止には重要であり、散布ほ場及びその周辺の地図を作成し、オペレーターとナビゲーターが連携して散布ほ場の下見を行うことにより、危険箇所及び飛行経路を明確に地図に示す等、事前確認を行う。

なお、機体の軽い小型の無人航空機（いわゆるドローン等）は、飛行させるための下降気流が小さく、風の影響を受けやすいため、これを利用して農薬散布を実施する場合には、風速が3m/秒を超える場合には農薬散布を実施しないことを徹底するとともに、飛行高度、飛行速度及び飛行間隔の保持に努める。

また、万が一、事故等が発生した場合には、北海道を通じて、農林水産省に

事故発生 の 情報 を 報告 する 等、 指導 指針 に 基づき 適切 に 対応 する こと。 その 際、 人 の 死傷、 第三者 の 物件 の 損傷 等 の 特 に 重大 な 事故 が 発生 し た 場合 に は、 直ち に、 北海道 を 通じ て、 国土 交通 省 に も 事故 発生 の 情報 を 報告 する こと。

〈参照〉（指導指針及び「空中散布等を目的とした無人航空機の飛行に関する許可・承認の取扱いについて」（平成27年12月3日付け国空航第734号国空機第1007号・27消安第4546号国土交通省航空局長、農林水産省消費・安全局長通知）

- ③ 公園、森林、ゴルフ場等において有人ヘリコプターや無人航空機を用いて農薬を散布する場合は、関係法令等を遵守するとともに、事前周知の実施等により、周辺住民、施設利用者等に十分に配慮する。

（2）農薬の保管管理及び適正処理に関する指導

農薬の誤飲・誤食による中毒事故の発生その他農薬による危害や悪用を防止するため、農薬使用者に対し、関係法令等及び別記1に基づく対策の徹底を図るよう指導する。

その際には、特に以下の事項について指導する。

ア 農薬やその希釈液、残渣等はペットボトル、ガラス瓶等の飲食品の空容器等へ移し替えたりせず、施錠のされた場所に保管する等、保管管理を徹底する。

また、誤って移し替えてしまうことのないよう、これらの空容器等は農薬保管庫等の近くに置かない。万が一、容器の破損等により他の容器へ移し替えざるを得ない場合には、飲食品の容器は使用せず、内容物が農薬であることを明記した上で使用するなど、農薬の誤飲を防止するための適切な対応策を講じる。

〈参照〉「農薬の誤飲を防止するための取組について」（平成23年5月16日付け23消安第1114号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）

イ 使用しなくなった農薬については、関係法令等を遵守し、廃棄物処理業者へ依頼すること等により適正に処理する。

（3）農薬使用者の健康管理

農薬使用者に対し、健康管理に十分留意するとともに、特に病害虫の共同防除に従事する者に対しては、作業の前後に必要な応じて健康診断を受診するよう指導する。

（4）事故情報の把握

今後の事故防止対策に反映させるため、医療機関等との連携を密にし、医療機関等に対し、事故内容等の速やかな報告を依頼する等農薬による事故の状況を的確に把握する。

3 農薬の適正使用等についての指導等

（1）農薬使用基準の遵守の徹底

農薬による危害の防止及び農作物の安全確保のため、農薬使用者に対し、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）を踏まえ、適用作物、使用量、希釈倍率、使用時期及び使用回数等の農薬使用基準、

適用病害虫の範囲及び使用方法並びに使用上の注意事項の遵守するとともに、別記2の対応の徹底を図るよう指導する。

また、農業者に対しては、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」（平成22年4月21日付け22生産第479号農林水産省生産局長通知）等を参考として、各生産地が取り組んでいる生産工程管理の点検項目の中の農薬の適正使用に関する取組について、改めて注意喚起を行い、安全な農産物を生産できるよう指導する。

指導の際には、特に以下の事項について留意する。

〈参照〉「農薬適正使用の徹底について」（平成22年12月15日付け22消安第7478号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）

ア 適用のない作物に誤って農薬を使用することのないよう、必ず使用前にラベルを確認する。同じ科に属する作物であっても形状や栽培形態が異なったり、名称や形状が似ていても異なる作物であれば、使用できる農薬や使用方法が異なる場合があることに注意する。

イ 散布した農薬がその対象の作物とは別の作物に付着・残留することのないよう、農薬の飛散の防止対策を徹底するとともに、農薬の使用前後には防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認する。

特に、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく有機農産物の認証を受けようとする農家の生産ほ場周辺で作業する場合には、当該生産ほ場への農薬の飛散等に十分注意する。

〈参照〉「農薬の使用基準の遵守及び飛散防止対策の徹底について」（平成23年9月5日付け23消安第3034号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長通知）及び「農薬飛散対策技術マニュアル」（平成22年3月農林水産省消費・安全局植物防疫課）

ウ 最終有効年月を過ぎた農薬は、その品質が保証されないため農薬の効果が十分でないだけでなく、使用基準や残留農薬基準値が変更されている場合があり、使用した農産物が残留農薬基準値を超過する可能性もあることから、最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないようにする。

エ 水稲用除草剤において、基準値案を上回る濃度の農薬成分が河川から検出された事例が見られたことから、水田において農薬を使用する場合は、注意事項に記載された止水期間を遵守し、適切な水管理や畦畔整備の措置を講じる。

〈参照〉「水田において使用される農薬における止水期間の遵守の徹底等について」（平成23年10月12日付け23消安第3601号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）

（2）販売及び使用が禁止されている農薬の取扱いに関する指導

農薬使用者に対し、販売及び使用が禁止されている農薬が自宅の倉庫等で発見した場合は、使用したり、他人に譲渡せず、関係法令を遵守して適正に処理するよう指導する。

なお、平成22年4月1日に販売禁止農薬に追加されたケルセン又はジコホールを含む農薬及び平成24年4月1日に販売禁止農薬に追加されたベンゾエピン又はエン

ドスルファンを含む農薬については、農薬製造者が自主回収を行っているため、回収を受け付けている農業協同組合及び販売店に持参するよう指導する。

〈参照〉毒物及び劇物取締法、消防法（昭和23年法律第186号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び「販売禁止農薬等の回収について」（平成23年12月13日付け23消安第4597号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）参照

（3）無登録農薬の疑いがある資材の使用に関する指導

農薬登録番号等、農薬取締法に規定する表示がなく、農薬としての効能効果をうたっている又は病害虫の防除効果がある資材は、農薬取締法に違反する可能性があるため、農薬使用者に対し、このような資材を使用しないよう指導する。

（4）その他の留意事項

ア やむを得ず現地混用を行う場合は、ラベルに表示されている混用に関する注意事項を厳守するとともに、生産者団体が発行する「農薬混用事例集」等を参考とし、確認されていない組み合わせで現地混用を行わないよう指導する。

イ 散布液は必要な量だけを正確に調製し、不要となった農薬は、水路等への投棄や散布液の流出により、水産動植物に思わぬ被害を与えることのないよう、関係法令を遵守して適正に処分するよう指導する。

4 農薬の適正販売についての指導等

（1）農薬販売者に対する指導

農薬販売者を対象として、関係法令に基づく立入検査等を実施し、無登録農薬の販売の取締り及び適正な農薬の販売に関する指導を行う。特に毒物及び劇物取締法上の毒物又は劇物（以下「毒劇物」という。）たる農薬の販売業者に対しては、別記3「毒劇物たる農薬の適正販売強化対策」を周知する。

（2）農薬販売者の届出等に関する指導

農薬の販売は知事への届出、毒劇物たる農薬の販売は知事等への登録がそれぞれ義務付けられているので、当該届出等を行うことなく、インターネットによる通信販売やオークション等を利用した販売を行わないよう指導する。

（3）販売禁止農薬の自主回収に関する指導

農薬製造者が自主回収を行っている農薬（3の（2）参照）については、農薬使用者へ周知するとともに、返却するよう指導する。

（4）無登録農薬の疑いがある資材に関する指導

農薬登録番号等、農薬取締法に規定する表示がなく、農薬としての効能効果をうたっている又は病害虫の防除効果がある資材は、同法に違反する可能性があるため、このような資材を使用しないよう指導する。

5 有用生物や水質への影響低減のための関係者の連携

（1）蜜蜂の被害防止対策

農薬による蜜蜂の被害を軽減するため、養蜂関係者や農薬使用者、農業団体等が

緊密に連携し、農薬使用に際しては、事前に農薬使用予定の情報共有を行うとともに、被害を防止するため、以下の取組に努める。

ア 養蜂家は、蜜蜂がカメムシ防除の殺虫剤に暴露する確率が高い場所にはできるだけ巣箱の設置を避けるとともに、水稻のカメムシ防除実施時期（開花期直前～開花期後2週間程度）に巣箱を退避させるなどの対策を実施する。

イ 水稻農家は地域の実態に応じて、蜜蜂の活動が盛んな時間帯（午前8時～12時）における農薬の散布を避けるとともに、蜜蜂が暴露しにくい形態（粒剤の田面散布）の殺虫剤を使用するなどの対策を実施する。

（2）水産動植物の被害及び水質汚濁の防止対策

水産動植物の被害の防止、河川、水道水源等の公共用水域の水質汚濁の防止等環境の保全を図るため、農薬を使用する場所の周辺の公共用水域の水及び底質の調査等を必要に応じて行い、それらの結果を活用して農薬使用者等を指導する。

また、特定の農薬の集中した使用により感受性の高い生物種に著しい被害が生じないように、多様な農薬を組み合わせ使用するように指導する。

農薬による事故の主な原因等及びその防止のための注意事項

農薬による事故の主な原因等	防 止 策
<p>【人に対する事故】</p> <p>1 農薬散布前</p> <p>① 農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備の不備、防除器具等の点検不備によるもの</p> <p>② 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの</p> <p>③ 散布作業前日に飲酒または睡眠不足があったことによるもの、その他病中病後など体調の万全でない状態で散布作業に従事したことによるもの</p> <p>2 農薬散布中</p> <p>① 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの</p> <p>② 強風時の散布により周辺の者が農薬に暴露したり、風上に向かっての散布等により散布作業員自身が農薬に暴露したことによるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等防護装備を着用し、かつ、慎重に取り扱う。 ・ 散布に当たっては、事前に防除器具等の十分な点検整備を行う。 ・ 農薬を散布するときは、散布前に周辺住民等の関係者に連絡し、必要に応じ立札を立て注意喚起を行うなど、子供や散布に関係のない者が作業現場に近づかないよう配慮する。 ・ 農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、当該学校や子供の保護者等への周知を図り、散布の時間帯に最大限配慮する。 ・ 散布作業前日には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。 ・ 体調の優れない、または著しく疲労しているときは、散布作業に従事しない。 ・ 居住者、通行人等に被害を及ぼさないよう、散布時の風向きに十分注意する。 ・ 周辺への飛散を防ぐため、強風時における散布は控える。 ・ 風上に向かっての散布、水稻の病害虫防除の際の動力散粉機（多孔ホース噴頭）の中持ち等はやめ、農薬を浴びることのないように十分に注意する。

農薬による事故の主な原因等	防 止 策
<p>③ 土壌くん蒸剤の使用に当たって、直ちに被覆をしない、十分な被覆を行わなかったなど適切な揮散防止措置を講じなかったことによるもの</p> <p>④ 炎天下で長時間散布作業に従事したことによるもの</p> <p>⑤ 散布の途中に農薬が付着した手で飲食・喫煙したことによるもの</p> <p>3 農薬散布後</p> <p>① 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの</p> <p>② 土壌くん蒸剤使用後の被覆管理が不適切であったことによるもの</p> <p>③ 散布作業後に飲酒又は睡眠不足があったことによるもの</p> <p>4 保管、廃棄</p> <p>① 農薬をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等に移し替えていた、保管庫に施錠をしていなかった等、保管管理が不適切だったため、高齢者、子供等が誤飲したことによるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ クロルピクリン剤等土壌くん蒸剤の使用に当たっては、揮散した薬剤が周辺に影響を与えないよう風向き等に十分注意するとともに、直ちに完全に被覆する。 ・ 炎天下での長時間の散布作業は避け、朝夕の涼しい時間を選び、2～3時間ごとに交替して行う。 ・ 散布作業の合間には飲食・喫煙をしない。 ・ 公園、校庭等に農薬を散布した後は、少なくとも当日は散布区域に縄囲いや立札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐ。 ・ 土壌くん蒸剤を使用した際は適正な資材により被覆を完全に行う。 ・ 散布作業後には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。 ・ 毒物又は劇物に該当する農薬のみならず、全ての農薬について、安全な場所に施錠して保管する等農薬の保管管理には十分注意する。また、散布や調製のため保管庫等から農薬を持ち出した際には、子供や作業に関係のない者が誤って手にすることのないよう、農薬から目を放さず、作業終了後は速やかに保管庫等に戻す。 ・ 農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等へ移し替えしない。

農薬による事故の主な原因等	防 止 策
<p>② 使用残農薬を不注意に廃棄したり、不要になった農薬を放置したことによるもの</p> <p>③ 農薬が残っている容器が適切に処分されなかったことによるもの</p> <p>5 その他農薬使用者のための一般的注意事項</p> <p>ア 農薬ラベルの記載をよく読み、記載されている希釈倍数等の使用基準やマスク等防護装備等に関する注意事項を遵守する。</p> <p>イ 散布作業後は、手足だけでなく、全身を石けんでよく洗うとともに、洗眼し、衣服を取り替える。</p> <p>ウ 農薬の散布によってめまいや頭痛が生じ、又は気分が少しでも悪くなった場合には、医師の診断を受ける。</p> <p>エ 初めて使用する農薬などで、使用に関し不明な点がある場合は、病害虫防除所等に相談する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等に誤って移し替えてしまうことのないよう、これらの空容器等は保管庫等の近くに置かない。 ・ 万が一、容器の破損等により他の容器に移し替えざるを得ない場合には、飲食品の容器は使用せず、内容物が農薬であることを明記した上で使用するなど、農薬の誤飲を防止するための適切な対応を講じる。 ・ 農薬は計画的に購入・使用し、使い切るよう努める。 ・ 不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適正に処理する。 ・ 農薬は計画的に購入・使用し、使い切るよう努める。 ・ 不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適正に処理する。

農薬による事故の主な原因等	防 止 策
<p>【周囲の農作物、家畜等への被害】</p> <p>1 被害の状況</p> <p>① 周辺に飛散した除草剤により農作物が変色・枯死したもの</p> <p>② 農薬散布を行った地域やその周辺に置かれた巣箱で蜜蜂のへい死が発生したもの</p> <p>③ 本来、害虫駆除の目的で使用する農薬を、作物を害する野生生物の駆除目的で食品に塗布して畑に置いていたため、散歩中のペットが誤食したことによるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飛散が少ないと考えられる剤型（粒剤、微粒剤等）を選択する。 ・ 飛散低減ノズルを使用する。 ・ ほ場の外側から内側に向かって散布するなど、ノズルの向きに注意する。 ・ 適正な散布圧力、散布量で散布を行う。 ・ 薬剤が周囲のほ場に飛散しないよう、風速や風向きに注意する。 ・ 蜜蜂に被害を及ぼさないよう、耕種農家は、巣箱の位置や設置時期に関する情報の提供を受けて、事前に農薬使用の情報提供を行い、巣箱の退避や巣門を閉じる等の対策が講じられるよう促す。 ・ 水稻農家は養蜂家と協力し、地域の実態に応じて、蜜蜂の活動が盛んな時間帯（午前8時～12時）における農薬の散布を避ける、蜜蜂が暴露しにくい形態（粒剤の田面散布）の殺虫剤を使用するなどの対策を実施する。 ・ 養蜂が行われている地区では、蜜蜂の巣箱及びその周辺に飛散しないよう注意する。 ・ 本来の目的や使用方法以外で農薬を使用しない。

農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策

農薬による事故の主な原因等	防 止 策
<p>1 適用のない作物への使用、飛散等</p> <p>① 使用する農薬の適用のない作物に当該農薬と同一の有効成分を含む他の農薬が使用できるため、当該農薬についても、当該作物に使用できると誤解したもの</p> <p>② 使用する農薬の適用のない作物と名前や形状の類似した適用作物があるため、当該適用のない作物にも当該農薬が使用できると誤解したもの</p> <p>③ 防除器具の洗浄が不十分であったため、別の農作物に使用した農薬が混入し、適用のない作物から当該農薬が検出されることとなったもの</p> <p>④ 別の農作物の育苗箱に使用した農薬がこぼれた土壤中当該農薬の適用のない作物を栽培したため、当該適用のない作物から当該農薬が検出されることになったもの</p> <p>⑤ 農薬を散布したほ場の近隣のほ場で栽培していた別の農作物から飛散により付着した農薬が検出されたもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なるため、農薬の使用前にラベルを確認する。 ・ 名前や形状の類似した農作物に使用できる農薬であっても、対象とする農作物に使用できるとは限らないため、農薬の使用前にラベルの適用作物名を確認する。 ・ 農薬の使用前後に防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認する。 ・ 育苗箱に農薬を使用する際は、あらかじめその下にビニールシートを敷いておくなど、農薬が周囲にこぼれ落ちないように注意する。 ・ 飛散が少ないと考えられる剤型（微・粒剤等）を選択する。 ・ 飛散低減ノズルを使用する。 ・ ほ場の外側から内側に向かって散布するなど、ノズルの向きに注意する。 ・ 適正な散布圧力、散布量で散布を行う。 ・ 農薬が周囲のほ場に飛散しないよう、風速や風向きに注意する。

農薬による事故の主な原因等	防 止 策
<p>⑥ 複数の農作物を混植していたため、散布対象以外の農作物にも農薬が散布されたもの</p> <p>⑦ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用した結果、農薬購入時から使用するまでの間に使用基準及び残留農薬基準値が変更されていたため、残留農薬基準値を超過して農薬成分が検出されることとなったもの</p> <p>2 使用時期、回数、希釈倍数等の誤り</p> <p>① 使用する農薬に対する慣れによる使用時期及び使用回数等使用基準の確認不足によるもの</p> <p>② 農薬の効果不足に対する不安のため、規定された希釈倍数より濃い濃度で使用したことによるもの</p> <p>③ 農薬を使用してから農作物を収穫するまでの日数が長く設定されている農薬について、その使用からの経過日数の確認不足によるもの</p> <p>④ 同一の有効成分を含む複数の農薬の使用によるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 混植園における農薬の使用に当たっては、散布対象以外の農作物にも農薬が飛散することを考慮して、混植している全ての作物に使用できる農薬を選択する。 ・ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日頃から使用している農薬であっても、農薬の使用前にラベルをその都度確認する。 ・ 農薬の使用量や希釈倍数は、効果が確認された使用方法が定められていることを認識し、農薬の使用前にラベルにより必ず確認する。 ・ 使用時期と農作物の出荷予定日までの日数が確保されるか、農薬の使用前にラベルを逐一確認する。また、同じ農作物であっても早生や晩生など収穫時期が異なる品種を混植している場合は、それぞれの出荷予定日を確認した上で農薬を使用する。 ・ 農作物を収穫する前に、農薬の使用記録により農薬を使用してから農作物を収穫するまでの日数が農薬のラベルどおり確保されているかを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一の有効成分を含む農薬の使用には注意するとともに、使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載し、農薬の使用前に使用記録簿とラベルにより使用回数を確認する。

農薬による事故の主な原因等	防 止 策
<p>3 環境への流出</p> <p>使用した農薬がほ場外に流出し、又は使用した残りの農薬、若しくは農薬が残っている容器が適切に処分されなかったことにより、周囲の水産動植物に被害を与え、又は河川等に流出したもの</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 水田において農薬を使用するときは、止水に関する注意事項を遵守し、止水期間中の農薬の流出を防止するために水管理や畦畔整備等の必要な措置を講じることにより、水田周辺の養魚池における淡水魚又は沿岸養殖魚介類の被害、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全に万全を期する。・ 不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適正に処理する。

別記3

毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

1 毒劇物たる農薬の悪用等の不適切な使用の要因

- (1) 当該農薬の譲受人である農家等が、毒物及び劇物取締法の知識が不足している場合もあるため、毒劇物を安易に他人に譲渡してしまうことが考えられる。
- (2) 購入後の保管管理が適正に行われておらず、農薬以外の用途で用いられること、譲渡人以外が容易に持ち出してしまうことが考えられる。

2 毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

- (1) 特に、毒物劇物営業者以外の者に対して毒劇物たる農薬の販売をするに当たっては、登録を受けることなく毒劇物を販売し、又は授与することは法律で禁止されていることを譲受人に伝える。
- (2) 毒劇物たる農薬の廃棄に当たっては、関係法令に従った廃棄を行う必要があることを譲受人に伝える。
- (3) 毒劇物たる農薬は、毒劇物の指定がない農薬とは別の場所に保管し、施錠するなど適正な保管管理が行われるよう譲渡人に伝える。
- (4) 毒物及び劇物取締法第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）及び第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）の規定を遵守するとともに、身分証明書等により譲受人の身元及び使用量が適切なものであるかについて、十分確認を行う。
- (5) 譲受人の言動等から安全かつ適正な取扱いに不安があると認められる者には交付しない。